

2001年9月13日  
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本章

「ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業」及び「電子自治体推進パイロット事業」における資格確認等管理・運営業務に係る個人情報を、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ利用について（答申）

2001年（平成13年）9月7日付けで諮問された、「ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業」及び「電子自治体推進パイロット事業」における資格確認等管理・運営業務に係る本人以外収集及び本人通知の省略、外部提供及び本人通知の省略並びにコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定による本人以外のものからの収集の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (3) 同条例第8条第3項第2号及び第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。
- (4) 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、「ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業」及び「電子自治体推進パイロット事業」における資格確認等管理・運営業務に係る本人以外収集、外部提供及び本人通知の省略の合理的理由並びにコンピュータ利用の必要性、安全対策等は次のとおりである。

- (1) ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業について

## ア ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業の概要について

経済産業省の平成12年度補正予算事業で、IT革命を強力に推進することを目的に、ICカード利用について研究及び実証実験するコンソーシアムを全国に公募した結果、本市を含む21地域のコンソーシアムが採択された。1枚のカードで複数のサービスが安全に受けられるというICカードの特徴を活かし次の各システムを構築するものである。なお、各システムの利用にあたっては、事前に本人の利用希望（本人同意）を確認のうえ実施する。

### (ア) 診療券システム

市民病院の診療券は、現在磁気カードを利用し、診療受付、カルテ出庫指示等を行っている。この磁気カードをICカード化することにより、以下の複数のサービスを1枚のICカードで利用することが可能となる。ICカードに格納する情報は、氏名、住所、診療券番号、スポーツ番号である。

### (イ) 国民健康保険等資格確認システム

診療券（ICカード）に格納される診療券番号をもとに、国民健康保険資格（国保情報）、老人保健法に基づく医療給付資格（老健情報）、及び市条例等に基づく高齢者、障害者、小児、ひとり親家庭に対する医療助成資格（市単情報）を確認する。このことにより、市民病院受診時に紙の上記資格証を持参しなくてすむとともに、市民病院は医事端末により、確実な資格確認を可能とする。

### (ウ) 施設予約システム

秋葉台体育館、秩父宮記念体育館、鵜沼運動公園の3スポーツ施設予約については、現在磁気カードを利用し、職員が操作して予約を行うシステムとなっている。現行の磁気カードを新たにICカード化してスポーツ番号を格納することで、利用者が直接操作してスポーツ3施設の施設予約・抽選、結果通知、空き情報確認を行うことができるようになる。

### (エ) カード管理システム

ICカードの新規発行・廃止・再発行等の問い合わせに対応する。このシステムの運営・管理は、経費の縮減やセキュリティ確保の向上等を図るため、また、国の指示もあり、本コンソーシアムの代表企業が運営するカード管理センターが行い、他の自治体との共同利用をする。

## イ 本人以外から収集する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由について

実証実験開始前にICカードの利用希望を郵送で確認するため、診療券データ、国民健康保険資格の国保データ、老人保健法に基づく医療給付資格の老健データ、市の条例等に基づく高齢者等に対する医療助成資格データの市単データ、スポーツ施設予約資格のスポーツデータを収集し、基礎データを作成するため、本人外のものから収集するものである。

本人以外のものから収集することについての本人通知は、対象者が約60,000

0人と多く、当該通知に係る費用及び事務量が過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれることから本人に通知しないことの合理的理由がある。

ウ 外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由について

実証実験開始前に、ＩＣカード希望者募集用データをもとに利用意思確認書類の発送及び集計の事務を行うにつき、事務の効率化を図るため、外部委託するものである。業務委託する際には、藤沢市個人情報保護条例第30条及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条の規定に基づいて、受託者に必要な処置を義務づけ、実施状況の確認を行うことにより、個人情報保護のための安全対策を確保する。

当該外部提供は対象者が約60,000人と多く、当該通知に係る費用及び事務量が過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれることから本人に通知しないことの合理的理由がある。

エ コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

- (ア) 実証実験開始前のＩＣカードの配布にあたり、取得希望の有無について本人の意思確認を郵送で行うが、ＩＣカード配布者を抽出するため、既存ファイルにある市民病院診療券データをもとに、最新の国保データ、老健データ、市単データ、スポーツ施設データを加えて基礎データを作成する。また、この基礎データをもとに本人意思確認のためのＩＣカード希望者募集用データを作成する。なお、郵送による意思確認終了後は速やかにこの募集用データを消去する。
- (イ) 郵送による意思確認の際に、死亡等により不存在となった市民に意思確認の通知を送付することを防止及び最新の住所を確認するため、住民基本台帳との突合を行う必要性がある。
- (ウ) 実証実験開始後、ＩＣカードの利用者は市民病院受診時に、紙の国保等資格証等を持参しなくても受診が可能となる。市民病院では国民健康保険資格等複数の最新資格情報を医事端末で確認する必要があるため、国保データ、老健データ、市単データの既存ファイルを結合し、新たに保険確認データを作成する必要がある。このファイルの結合は、情報統計課内のサーバ室で行い、市民病院との間は専用回線で接続し、安全性を確保する。
- (エ) 実証実験開始後は、共同のカード管理センターを利用する。その際には、管理基準を策定し、物理的及び人的セキュリティを確保するとともに、専用回線の使用時にパスワードを設定し、安全性を確保する。
- (オ) 施設予約システムにおいては、24時間365日、家庭等から施設予約を実現するため、インターネット利用が必要となる。安全性を確保するために、ゲートウェイサーバによるアクセス制御及びデータ管理、ファイアウォールによるアクセス制御を実施する。

(2) 電子自治体推進パイロット事業について

ア 電子自治体推進パイロット事業の概要について

総務省の平成13年度事業で、24時間どこからでも行政手続きができるよう、申請・届出等のオンライン化のためのシステム構築を行い、その利便性と有効性を確認するものである。実証実験は、本人同意を得た後に実施する。

イ コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

(ア) 24時間365日家庭等からサービスが受けられるためには、インターネットの利用が必要となる。インターネット利用の安全対策としては、暗号化、監視等の機能をシステム上に構築する。

(イ) この事業はインターネットが基盤となり、通信回線についても国のネットワークである「総合行政ネットワーク」を利用するとともに、国の外郭団体である「(財)地方自治情報センター」が運営する管理センターを参加自治体が共同で利用することになる。総合行政ネットワークへの接続については、セキュリティ・ポリシーを策定し、安全性を確保する。

3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものから収集する必要性

ICカード配布にあたり、取得希望の有無について本人の意思確認をするためには、診療券データ、国保データ、老健データ、市単データ、スポーツデータを収集し、基礎データを作成することが対象者を把握するうえで必要不可欠であることから、本人以外のものから収集する必要性は認められる。

(2) 外部提供する必要性

利用意思確認書類の発送及び集計については、対象者が多数であるため事務処理の効率化を図り、事務の軽減を図るうえでも外部提供する必要性は認められる。

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

当該個人情報本人以外のものから収集及び外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数であり通知に係る費用及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、本人以外のものから収集及び外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

(4) コンピュータ利用について

ア コンピュータ利用の必要性

(ア) ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業について

実証実験開始前には、本人意思確認のためのファイルの結合や住民基本台帳との突合は、ICカード配布の取得希望を確認するうえで必要不可欠であることから、コンピュータを利用する必要性がある。

実証実験開始後は、ICカード利用者の市民病院受診時に最新の国保等資格を医事端末で確認することが必要となること、またカード管理には共通のカー

ド管理センターを利用することが高い安全性と信頼性の確保につながることから、コンピュータを利用する必要性がある。

施設予約システムにおいては、常に様々な場所から施設予約を実現するために、インターネットの利用が必要であることから、コンピュータを利用する必要性がある。

(イ) 電子自治体推進パイロット事業について

本事業はいつでも、どこからでも行政手続を可能とするものであり、インターネットの利用が必要不可欠であることから、コンピュータを利用する必要性がある。

イ 取り扱う個人情報の範囲

ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業について、別紙に掲げるコンピュータで取り扱う項目は、本業務における必要最小限の項目であると認められる。

ウ 安全対策

(ア) ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業について

本事業の安全対策として、実証実験開始後、共同の管理センターの利用においては、「カード管理センター管理基準」を策定し、それに基づき運営されることで、物理的・人的セキュリティが確保されると認められる。

(イ) 電子自治体推進パイロット事業について

本事業の安全対策として、「総合行政ネットワーク」への接続については、基本方針と対策基準を備えたセキュリティ・ポリシーを策定し、それに基づき運営されることで、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

#### 4 審議会の意見

- (1) 本事業については実証実験事業であり、詳細決定に至っていない点や今後の変更が考えられるので、今後の進捗状況等により必要に応じて諮問をすること。
- (2) セキュリティポリシーに基づく具体的なセキュリティ施策を策定し実行するとともに、その内容を直ちに報告すること。
- (3) 両事業とも外部の管理センターを共同で利用することになるので、物理的・人的な安全性確保のため、運営管理基準を策定しその内容を報告すること。
- (4) 外部提供に対する委託契約上で、個人情報保護や安全対策に関する各項目を遵守させること、また、委託業者選定にあたっては「情報処理サービス業情報システム安全対策事業所認定制度」や神奈川県個人情報保護条例第30条にいう個人情報の取扱いに係る業務の登録をしている業者、「ISO9002（品質システム製造据付及び付帯サービスにおける品質保証モデル）」等に適合する業者を選定すること。

以 上

## 別 紙

### (1) 診療券データ

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・診療券番号 (カルテ番号)
- ・国保番号
- ・老健番号
- ・市単番号

### (2) 国保データ

- ・国保番号
- ・国保宛名番号
- ・負担割合
- ・有効期限
- ・被保険者番号

### (3) 老健データ

- ・国保宛名番号
- ・老健番号
- ・有効期限

### (4) 市単データ

- ・国保宛名番号
- ・市単番号
- ・有効期限

### (5) スポーツデータ

- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・スポーツ番号
- ・市内住所フラグ

### (6) カード希望者募集用データ

- ・氏名
- ・住所
- ・発送番号

### (7) 住民基本台帳ファイルの突合データ

- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所